

議案第5号

長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

上記議案を提出します。

令和6年3月5日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

社会経済情勢及び類似団体等の状況に鑑み、議員報酬の適正を期するため、長与町議会議員の報酬月額を改めるとともに、所要の改正を行うもの。

長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「343,000円」を「368,000円」に、「285,000円」を「310,000円」に、「258,000円」を「283,000円」に、「271,000円」を「296,000円」に改める。

第5条第1項中「、失職し（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項第1号の規定に該当して地方自治法（昭和22年法律第67号）第127条第1項の規定により失職した場合に限る。）」を削り、同条第3項中「、失職」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。